

大田区地域防災計画(令和4年修正)の修正方針について

防災安全対策特別委員会
令和3年6月18日
総務部 資料2番
所管 防災危機管理課

1 修正の背景(対応経過)

<平成28年修正>
「首都直下地震等による東京の被害想定(平成24年4月東京都防災会議公表)」を前提に、平成28年4月の熊本地震等の大規模地震から得た教訓等を反映。
<平成30年修正及び令和3年修正(部分修正)>
令和元年東日本台風による教訓をはじめとした、緊急性の高い対応事項を反映。以下これまでの主な反映事項。 ・水防法の改正に伴う想定最大規模の風水害対策 ・令和元年台風19号に基づく風水害対策の強化 ・新型コロナウイルス感染症のまん延に伴う複合災害対策 等

2 修正方針

(1) 災害対策基本法の改正に係る取組を反映

警戒レベルの見直し、個別避難計画

(2) 東京都地域防災計画との整合性を確保

ア 震災編

災害に強いまちづくりの推進(災害廃棄物対策、停電対策)

女性や外国人視点の防災対策の充実

(避難所環境整備、多言語化対応、女性の人材活用)

イ 風水害編

逃げ遅れゼロ実現に向けた多様な連携体制の構築等

(3) 区の災害対策の課題と対応を反映

別紙「区の災害対策の課題と対応について」のとおり

※修正に際しての留意事項

(1) 多様な視点を考慮した防災対策の推進

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により、地域の防災力の向上を図るため、あらゆる主体者の参画を拡大し、女性をはじめとする多様な視点を取り入れる。

(2) 風水害対策の重点化に伴う内容修正

震災対策を主体にした計画の構成は維持しつつ、風水害対策の重点化に対応すべく、「計画の前提条件」「災害対策本部」「学校防災活動拠点等の組織体制」等に関する事項については風水害対策を考慮した内容を反映する。

(3) 記述体系について

項目ごとに予防対策から応急復旧対策へと時系列に沿って記述する体系は維持する。また、本編のスリム化を図るべく、本編には課題や対応方針に関する事項(目的・目標、実行主体や役割分担等)のみ記載し、個別の事業等の計画、実績、成果の概要等については一覧表として資料編に記載する。

3 年間スケジュール(予定)

令和3年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和3年修正公表	修正方針(課内)	修正方針(各部・関係機関)	校正(庁内・関係機関)	修正素案確定	東京都への事前協議	防災会議	パブリックコメント	修正素案(最終)確定	防災会議	公表	

区の災害対策の課題と対応について

大田区地域防災計画(令和4年修正)にあたり、各防災対策の項目について今後の取組の方向性についてとりまとめた。下記をもとに、大田区地域防災計画(令和4年修正)へ反映する。

項目一覧

1 災害対策本部体制

災害時に司令塔となる区の災害対策本部が初動から有効に機能するための体制強化を図る。
⇒発災初期に情報活動等に従事する職員の確保やスキルアップ、災害対策本部の活動拠点となる本庁舎の代替庁舎の準備。

2 地域における防災意識のさらなる向上

区民の防災意識の向上及び女性の視点を踏まえた災害対策を推進する。
⇒震災と風水害の避難行動の相違点についての普及啓発、地域と連携した防災人材の育成。

3 学校防災活動拠点体制

震災時に加え、水害時や感染症対策等複合的な災害に対応可能な学校防災活動拠点体制を構築する。
⇒水害や感染症対策を考慮した学校防災拠点マニュアルの整備、水害時緊急避難場所等の開設・運営訓練の実施。

4 都市防災力の向上

発災時の被害軽減のため、木密住宅密集地域の整備や建築物の耐震性向上等による安全なまちづくりを推進する。
⇒大田区無電柱化基本計画に基づく路線の無電柱化、がけ等の実態調査に基づきがけ・擁壁所有者への適正管理や助成制度の活用を促進。

5 情報伝達体制

区民が災害時に必要な情報を適時適切に取得できるよう、庁内の連絡体制及び区民への情報発信体制を強化する。
⇒情報の取得が困難な方(要配慮者等)への有効な情報提供手段の検討、総合防災情報システムを活用した本部運営訓練の実施、学校防災活動拠点や地域への総合防災情報システム・防災アプリの普及啓発。

6 避難所の環境改善・感染症対策

ソフト・ハード両面から、多様な避難者に対応可能な避難所環境を整備する。
⇒要配慮者、ペット同行避難者等の多様な避難者や風水害、感染症対策を踏まえた物品の配備と避難所運営体制の整備、避難所のバリアフリー化推進。

7 災害時医療体制

水害や感染症対策等も考慮し、医師会や医療機関等との連携・協力体制の構築により災害時医療体制を強化する。
⇒浸水被害や感染症対策を考慮した災害時医療対策の検討、牧田総合病院の移転等に伴う大森地区の医療救護体制の見直し。

8 物流及び受援体制

国や東京都からの支援物資を適時適切な時期に必要な場所へ配送できるよう、受入体制及び搬送体制を構築する。
⇒救援物資の輸送経路・集積地の使用区分・配送システムの再構築、災害時物流システムや救援物資の受入・輸送訓練の実施、水上輸送ルートの活用の具体化。

9 要配慮者対策(高齢者・障がい者・乳幼児)

要配慮者の逃げ遅れ等による被害を防ぐため、避難対策の取組を強化する。
⇒避難行動要支援者の個別避難計画の作成(令和3年5月災害対策基本法一部改正により努力義務化)、各保育園における避難確保計画及び保護者への連絡手順等を含めたタイムラインの作成、応急保育の具体化。

10 外国人への情報伝達

外国人が発災時に正しい避難行動をとることができるよう、外国人への災害情報発信や相談サポート体制を強化する。
⇒国際都市おおた協会と協定締結、各普及啓発物の多言語化、やさしい日本語の使用、語学ボランティアの活用。

11 帰宅困難者対策

災害時において多数の帰宅困難者の発生による混乱を防ぐため、要配慮者や外国人対応、感染症対応も考慮の上多面的な帰宅困難者対策を推進する。
⇒帰宅困難者滞在施設管理者との協力連携、蒲田駅周辺滞留者対策推進協議会や区内事業所等との連携強化。

12 被災者支援体制

発災後被災者が円滑に支援を受けられるよう、被災者支援体制の強化及び相談対応の充実を図る。
⇒被災者生活再建支援システムの利用に向けた体制整備、住家被害認定調査実施手順書に基づく研修・訓練の実施。

13 災害廃棄物対策

災害廃棄物が応急・復旧作業の妨げとなることを防ぐため、災害廃棄物処理体制を強化する。
⇒より多量な災害廃棄物が発生する可能性のある風水害時の廃棄物処理の検討、災害廃棄物の仮置場候補地に関する調査・分析。

14 風水害対策

区民の円滑かつ迅速な避難の支援及び効果的な水防活動や排水対策等ソフト・ハード両面からの風水害対策を推進する。
⇒警戒レベル基準の見直し、排水活動体制の強化、水防活動拠点及び水防資機材の拡充。